

答申第 1189 号

諮問第 1847 号

件名：文書名が偽造の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 8 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 7 月 3 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）で保存する特定の文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受理した。

この行政文書開示請求書の請求内容は、文書名が偽造（H16 年行政文書分類基準表に記載のもの なお保存は存続と記載されている）（請求日現在 稲沢署で保管のもの）と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 平成 16 年「行政文書分類基準表」について

平成 16 年の「行政文書分類基準表」とは、平成 16 年の行政文書を分類する基準として、（旧）愛知県警察行政文書管理規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 14 号、平成 16 年 12 月 31 日廃止）第 4 条の規定に基づき、各所属の長が所掌する事務に関する行政文書について、分類、標準行政ファイル名、保存期間等を定めたものである。

なお、平成 16 年行政文書分類基準表は、上記のとおり行政文書の分類等を定めたものであることから、特定の表題の文書が存在することを示すものではない。

(ウ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、稲沢警察署において、平成 16 年の行政文書分類基準表に基づき、大分類「刑事」中分類「捜査第二」小分類「偽造」のうち、標準行政文書ファイル名「偽造」の区分で保存されている文書のうち、「偽造」という表題の文書の開示を求めるものと解された。

当該ファイルを調査したところ、平成 16 年の行政文書分類基準表の「偽造」に該当する行政文書ファイルは稲沢警察署において作成されておらず、本件請求対象文書は稲沢警察署において作成及び取得されておらず、管理していないものと結論づけられた。

イ 本件処分

前記 (1)のア(ウ)のとおり、稲沢警察署では本件請求対象文書を作成又は取得していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し、令和 7 年 7 月 8 日付けで本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の不当性

審査請求人は、本件請求対象文書が稲沢警察署において保存されている旨主張し、開示を求めている。

その理由として、「保存は存続と記載されている」と主張しているところ、本件開示請求の記載内容に照らすと、平成 16 年の行政文書分類基準表で示される標準行政文書ファイル名「偽造」における保存期間が「存続」との記載されていることを指すものと解される。

しかしながら、行政文書分類基準表の性質及び稲沢警察署において当該ファイルが作成されていないことは上述したとおりであり、本件請求対象文書は作成又は取得されておらず、稲沢警察署において管理されていないことから、対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張には理由がなく、不当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 16 年の行政文書分類基準表の標準行政文書ファイル名が「偽造」の区分に該当する文書のうち「偽造」

という表題の文書であって開示請求日時点において稲沢警察署で管理するものであると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、行政文書分類基準表は、行政文書について分類等を定めたものであることから、特定の表題の文書が存在することを示すものではなく、行政文書ファイルを調査したところ、平成16年の行政文書分類基準表の「偽造」に該当する行政文書ファイルは稲沢警察署において作成されていないとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、標準行政文書ファイル名が「偽造」の区分に該当する文書として、偽造通貨の発見状況報告の際に作成されるものが想定されたが、稲沢警察署においては平成16年度に偽造通貨の発見事案がなく文書が作成されていない、又は偽造通貨の発見事案があり文書が作成されたが必要がなくなったと判断されて廃棄されたことから、平成16年の行政文書分類基準表の「偽造」に該当する行政文書ファイルは存在しないとのことである。

これらのことを踏まえると、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書名が偽造（H16年行政文書分類基準表に記載のもの なお保存は存続と記載されている）（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 9 . 9	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 3 . 23 (第723回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 4 . 20 (第725回審査会)	審議
8 . 5 . 26	答申